

令和元年度事業報告

我が国の経済は、令和元年12月の中国武漢を発端とした「新型コロナウイルス」感染症の影響により、経済活動が停滞している状況に陥り、回復基調が一転して下方修正される結果となり、雇用情勢にも影響を与える事態となっています。

このような状況下から、全国シルバー人材センターが平成30年度から第2次100万人会員達成計画を策定している中においても、全国的にも達成率は7%程度低下した結果として如実に表れています。これは、国が進める施策の1つとして、65歳まで定年延長などの「働き方改革」が進められていることが大きな要因であることも否めないところと思われます。

当センターの実状においても、会員登録数は、昨年同様370名にとどまった結果となりましたが、会員の平均年齢も75歳以上となり、加齢等による退会者が増加することが一因と考えられます。このことを踏まえ、会員入会の啓発チラシの配布や会員の紹介等ロコミを強化したことで、新たな入会希望者の増加があり、会員の減少は極力抑えることができました。

また、会員の拡大に伸び悩む中、就業機会の確保においても、協力事業所への訪問を行うとともに、みよし市工業経済会加入事業所への就業拡大の呼びかけを継続して行いました。受注拡大までは至りませんでした。前年度並みの受注を確保することができました。

今後も「超高齢化社会」に向かっていくことが予想される中、当センターにおいては特に限られた職種において働く女性会員の就業機会の確保と拡大、意見を発声しにくい立場である女性会員の就業相談と交流を図ることは、センターの進展に直結する問題であり現在大きな課題となっています。このことを踏まえ、新たに調査研究をする女性委員会の設置をし、女性会員の就業と活動支援、並びに事業の活性化と地盤づくりの強化を図ることとしました。

就業安全については、就業中における“事故ゼロ”を継続的に目標として掲げ、就業安全委員による「巡回安全パトロール」を行い、安全に就業できる体制を検討し指導しました。その結果、目標の“事故ゼロ”とはなりませんでしたが、傷害事故、賠償事故ともに減少し、前年度に比較して8件から5件と抑制することができました。

1 就業機会の確保及び組織的に提供する事業（定款第4条(1)）

新規受注を開拓するため、事業所へ定期的に訪問を実施することで、会員の就業状況収集や事業所との意見交換を図り、新たな就業確保の相談に努めました。また、みよし市の担当課と就業状況の報告及び就業機会の確保に向けた連絡調整を目的とした会議を行い、事業の方向性に関する協議を行いました。その結果の一つとして、女性会員の就業確保の地盤づくりのための委員会を立ち上げることを決定しました。

2 就業機会を確保するための公の施設の指定管理業務（定款第4条(2)）

みよし市の施設「高齢者生きがいセンター太陽の家」、「東山太陽の家」、「福谷太陽の家」の3施設の指定管理者として適正かつ円滑に管理しました。新屋の「太陽の家」においては、施設利用者が、地震等によりけがをしないための安全対策として、施設ガラ

スへの飛散防止フィルムを施し、「福谷太陽の家」においては、施設の老朽化に伴う空調、トイレ等の修繕を行い、誰もが安心して利用できる施設管理に努めました。

3 就業を希望するための職業紹介事業（定款第4条(3)）

毎月1回の太陽の家及び隔月のビジターセンターにおける入会説明会を継続開催することで、多くの入会希望者に参加いただき、参加者と直接面談を行うことで希望する働き方や、直接事業所を紹介することで高齢者への就業機会の提供に繋げることができました。

4 就業を希望する高齢者拡大のための労働者派遣事業（定款第4条(4)）

労働者派遣事業を適正に実施するため、愛知県シルバー人材センター連合会が主催する派遣事業定例会議等に積極参加することで情報収集し、多様化する発注者のニーズを把握し、適切に就業機会を提供することに努めました。

5 就業に必要な知識及び能力の付与を目的とした講習を行う事業（定款第4条(5)）

継続事業として市内自動車学校に協力を仰ぎ、「運転技能適正講習会」を開催し、安全就業と交通事故防止に努めました。

また、就業機会の開拓のため、高齢者活躍人材育成事業として愛知県シルバー人材センター連合会が行う技能講習会への参加啓発を行いました。

6 就業に関する調査研究及び相談を行う事業（定款第4条(6)）

会員の就業に関する悩みや意見を聞くために、毎月1回の事務局だよりを作成し、会員と事務局相互の密接した環境づくりに努めました。また、企業訪問時に直接就業会員からの意見やアンケートを実施することで、情報収集を行い、安心して就業できる環境作りに努めました。

7 安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業（定款第4条(7)）

事故防止を強化するため、継続的に就業場所への「安全パトロール」を実施し「就業安全委員会」による事故防止対策を検討するとともに、特に危険が予想される作業を行う会員に対して、安全に関するリーフレットを配布し、事故の抑制と安全意識を高めていただくことで、前年度に比較して事故件数を減少することができました。

8 センター活動について周知を図る事業（定款4条(8)）

会員募集や直売会の案内を新聞折り込みにより配布し、広く市民の皆さまに情報を提供しました。

また、市内の公共交通手段として運行するさんさんバスの車内広告や市図書館の雑誌スポンサー制度に協力することで、多くの方にセンター事業を周知するように努めました。

9 その他センターの目的を達成するために必要な事業（定款第4条(9)）

センター事業目的である「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、会員相互の良好なつながりを強固にするため、互助会の積極的運営により、会員同士が親睦を深めるための日帰り研修会の開催企画と社会貢献のためのボランティア活動を実施しました。